

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（483））
2. 日時：平成29年11月13日 13時30分～18時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他7名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「57条 電源設備」及び「1.14 電源の確保に関する手順等」について、これまでのヒアリング等を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【57条設備】

- 可搬型設備が通常待機している際の燃料保有量の管理の考え方を記載すること。
- ディーゼル駆動消火ポンプ燃料移送系の配管において、低耐震配管破断に伴う重大事故等対処設備への悪影響防止対策を説明しているが、エレベーションと耐震区分の関係について図示し、補足すること。
- 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプの位置的分散について、比較対象を非常用ディーゼル発電機としているが、ポンプと発電機で種類が異なり比較する対象としてふさわしくないと考えられることから記載内容を検討すること。
- 電気設備の連続定格容量に対する設定の考え方（短期、長期で最大容量の80%と定めていること等）を記載すること。

【1.14手順】

- 要求事項である不要な直流負荷の切離しについて、8時間後に現場にて不要な直流負荷を切り離すこととしているが、その具体的な内容を記載すること。
- 「手順とタイムチャート」において、時間が相違する箇所があるため、整合性を再確認すること。
- タンクローリからの給油について、タンクローリへの補給とタンクローリから可搬型設備への給油に係る記述が一部混在しているため整理すること。
- 外部電源喪失時に起動した常設代替交流電源装置（2台）について、重大事故等対

処設備による対応が不要な場合は非常用ディーゼル発電機からの給電へ負荷を切替え、同電源装置は停止することを文章で記載すること。

- 「可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電」手順における作業着手の判断基準と対応手段選択フローの関係について、整理して提示すること。

6. その他

提出資料：

- ・なし